陳情第１６号

「流山市における新型コロナウイルス感染症予防ワクチン接種時の予診票の保存期間の延長を求める」陳情書

（陳情事項）

令和２年度（２０２０年）より全国の自治体でコロナワクチンの接種が始まりました。

コロナワクチン接種時の予診票の保存期間は現行５年間となっており、令和２年度に実施した接種分より順次廃棄されることになります。

一方で見逃すことが出来ないのは、ワクチン接種後の健康被害です。コロナワクチン接種による健康被害、薬害は、心筋症、ターボがん等が挙げられています。

大手製薬メーカーは、１０００件を超える薬害を認めており、今後もその件数は、増える可能性が有ります。

厚生労働省は、ワクチン接種から、薬害が表面化するまでの期間が長い事、遅効性が強いことも認識しています。

つまりワクチン接種後、予診票が廃棄されてから、薬害が表面化する、発症する可能性が有ります。

以上の事実を踏まえた上で以下陳情します。

１　新型コロナウイルス感染症予防ワクチン接種の予診票について、保存期間を現行の５年間から当面の間、無期限とする。

保存方法については、紙の予診票（原本）と電子データ（ＰＤＦファイル）の２通りでの平行保存を求めますが、ペーパーレスの流れの中、書類管理の負担を、重く考えるのであれば、電子データの破損、消失の対策をとる前提で、電子データを保存する。

流山市議会において、市民に寄り添う立場から、本陳情書を審議のうえ、採択して頂けますよう、お願い申し上げます。

（陳情理由）

流山市議会におかれては、日頃より、市民の代表の立場から、流山市執行部と、より良い市政を目指し、議論を重ね、意思決定を行ってきた事に敬意を申し上げます。

以下、陳情理由になります。

厚生労働省は、コロナワクチンによる被害者救済制度について、無期限で対応する方針を表明しています。

流山市民の中から将来、ワクチン接種による健康被害、薬害が発症する可能性について、誰も否定出来ません。

何年後に、予診票が必要となるのかを明言出来ない為、保存期間の延長が必須だと言えます。

流山市民の中から、健康被害、薬害が発症した場合に市民の住所、氏名、接種日の他、担当医師名と医師のサイン。ワクチンのロット番号が記入された予診票は重要な書類となる事は、明言出来ます。

以上の理由から、「流山市における新型コロナウイルス感染症予防ワクチン接種時の予診票の保存期間延長を求める」次第です。

ご審議、宜しくお願いします。

２０２４年１１月１８日

陳情者
[redacted]

流山市議会議長　坂巻　儀一　様